証書番号：SNEC-1013

発行日：2026年4月1日

開設許可証

明蓬館 SNEC岐阜・可児
Special Needs Education Center

【所在地：岐阜県可児市】

貴施設が株式会社アットマーク・ラーニングとの教育連携契約に基づき、生徒の自立と社会参加を目的とした教育支援拠点であることを証し、添付書類に定められた運営ルールを遵守することを前提として、明蓬館**SNEC**岐阜・可児の名称を用いた運営および教育サービスの提供を許可します。

【運営遵守事項】

- 専門人員の確保：SNECヘッドオフィスが必要と定めた資格あるいは研修の修了証を有した、相談員（公認心理師、臨床心理士、学校心理士、特別支援教育士等の有資格者）及び支援員（生徒の保護者への支援と伴走のスキルを有する者）を、学習環境維持向上に必要かつ十分な人員確保すること。
- 心理発達検査体制の確立：心理支援と学習支援を並走させて、生徒の自立と社会参加のために、WISC、WAIS、K-ABCII等の心理発達検査体制を確立すること。
- 個別教育支援指導計画の運用：心理検査に基づく個別支援計画策定及び実行を可能にする心理職の組織的運用を行うこと。
- 研修体制の確立：「支援と伴走」を科学的に実行するために必要な、職員の恒常的研修体制を確立し、本部が企画する研修に確実に参加すること。
- スクーリングへの同伴：生徒がスクーリングに参加する場合は、特性を熟知している支援員・相談員等が同伴することを必須とする。
- 指導・改善の遵守：本部が行う質的担保のための随時確認および指導を遵守し、業務の改善を実現すること。

【有効期間および更新】

- 本許可証の有効期間は発行日より1年間とします。なお、株式会社アットマーク・ラーニングとの教育連携契約が締結されていることを条件とし、原則として1年ごとに、上記ルールへの違反がない限り継続して更新されるものとします。ただし、教育連携契約の改定や社会情勢の変化により、更新条件を再協議する場合があります。
- 貴施設は、本部が運営するSNECとの連携を密にし、相互に技術知識の向上に努め、生徒・保護者と共に「支援と伴走」を完成させる努力を怠らないものとします。

【発行元】

株式会社アットマーク・ラーニング

明蓬館高等学校 **SNEC**ヘッドオフィス

印